

## 令和4年度 後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療保険料率は、2年ごとに改定を行うこととなっており、令和4年度が改定の年度となります。令和4年度および令和5年度の保険料率は、次のとおりです。制度の見直しにより保険料の上限額についても改定となります。なお、保険料率は徳島県内一律です。

保険料 =

**【所得割額】**

被保険者が所得に応じて負担します。  
(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)  
× 所得割率10.47%



**【均等割額】**

被保険者が等しく負担します。  
56,044円

※保険料(年額)の上限を64万円から66万円に改定します。

### 後期高齢者医療保険料軽減制度

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、「均等割額」が軽減されます。

均等割額の軽減割合	世帯の所得額の合計
7割軽減	43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合
5割軽減	43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下
2割軽減	43万円+(52万円×世帯の被保険者数) + 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下

【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当 (市役所1階) ☎32・3845 / FAX33・3401  
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 市税等納期限一覧表【令和4年度】

納 期	市 税 等								
	月	納期限	軽自動車税 (種別割)	固定資産税	市県民税 (普通徴収)	国民健康 保険税 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	
令和4年	4月	5月2日(月)	全期						
	5月	5月31日(火)		1期					
	6月	6月30日(木)			1期				
	7月	8月1日(月)				1期	1期		
	8月	8月31日(水)		2期		2期	2期	1期	
	9月	9月30日(金)			2期	3期	3期	2期	
	10月	10月31日(月)		3期		4期	4期	3期	
	11月	11月30日(水)			3期	5期	5期	4期	
	12月	12月26日(月)		4期		6期	6期	5期	
	令和5年	1月	1月31日(火)			4期	7期	7期	6期
		2月	2月28日(火)				8期	8期	7期
		3月	3月31日(金)						8期

令和4年度市税等の納付書は、軽自動車税種別割、固定資産税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料と順次お送りします。なお、各納期限は左表のとおりです。納期限内に自主納付または口座振替での納付をお願いします。

**市税等は納期限までに納付をお願いします！**

【お問い合わせ先】  
市税務課納税普及担当 (市役所1階)  
☎32・3928 / FAX33・3401  
Mail:nouzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp